大橋病院 通所リハビリテーション 単位表(事業所番号:1311711878)

R1年10月~

【通所リハビリテーション】

サービス内容	略称	サービスコード (種類/項目)	単位数			
通所リルヒ゛リテーション費	□ 通所川 I 111	16/1101	要介護1	331単位		
通常規模型	□ 通所川 I 112	16/1103	要介護2	360単位	<u>1日</u> につき	
病院又は診療所の場合	□ 通所リハ I 113	16/1105	要介護3	390単位		
1時間以上2時間未満	□ 通所UN I 114	16/1107	要介護4	419単位		
	□ 通所川 I 115	16/1109	要介護5	450単位		
理学療法士等体制強化加算	□ 通所リハ理学療法等体制強化加算	16/6143	30単位		1日 につき	
リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(I)	□ 通所リハマネシ゛メント加算 I	16/5601	330単位		1月 につき	
リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算(Ⅱ)1 同意日の属する月から6月以内	□ 通所リハマネシ゛メント加算 II 1	16/5608	850単位			
リハヒ゛リテーションマネシ゛メント 加算(Ⅱ)2 同意日の属する月から6月超	□ 通所リハマネシ゛メント加算Ⅱ2	16/5609	530単位			
リハビリテーションマネジメント 加算(皿)1 同意日の属する月から6月以内	□ 通所リハマネシ゛メント加算Ⅲ1	16/5615	1,120単位			
リハビリテーションマネシ、メント加算(皿)2 同意日の属する月から6月超	□ 通所リハマネシ゛メント加算Ⅲ2	16/5616	800単位			
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	□ 通所リハサービス提供体制加算Ⅱ	16/6102	6単位		1日 につき	
短期集中個別リルビリテーション実施加算 退院(所)日又は認定日から起算して3月 以内の場合のみ	□ 通所训短期集中個別圳加算	16/5613	110単位		1日 につき	
事業所が送迎を行わない場合	□ 通所川送迎減算	16/5612	-47単位		片道につき	
介護職員処遇改善加算(I)	□ 通所川処遇改善加算 I	16/6107	所定単位数の4.7%を加算 所定単位数の1.7%を加算		1日 につき	
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	□ 通所川特定処遇改善加算Ⅱ	16/6119			1/1/C/C	
口腔機能向上加算	□ 通所川口腔機能向上加算	16/5606	150	150単位 月2回限度		

【介護予防通所リハビリテーション】 ※要支援1は週1回まで、要支援2は週2回までの利用回数となっています。

【八段」が処理パッハビッノーンコン】	※安文版 1 は週 1 回よし、安文版 2 は週 2 回よしの利用回数となりしょす。						
サービス内容	略称	サービスコード (種類/項目)	単位数				
介護予防通所リルビリテーション費	□ 予防通所リルト、リ11	66/1111	要支援1	1,721単位	1月につき		
病院又は診療所の場合	□ 予防通所リルト、リ12	66/1121	要支援2	3,634単位	1月につさ		
リハヒ゛リテーションマネシ゛メント加算	□ 予防通所リハマネジメント加算	66/5615	330単位		1月につき		
運動器機能向上加算	□ 予防通所川運動器機能向上加算	66/5002	225単位		1月につき		
サ-ビス提供体制強化加算(Ⅱ)	□ 予通リハサービス提供体制加算Ⅱ1	66/6103	要支援1	24単位	1月につき		
	□ 予通リハサービス提供体制加算Ⅱ2	66/6104	要支援2	48単位	1月につさ		
介護職員処遇改善加算(I)	□ 予防通所训処遇改善加算 I	66/6100	所定単位数の4.7%を加算		11月につき		
介護職員特定処遇改善加算(Ⅱ)	□ 予防通所川特定処遇改善加算 II	66/6122	所定単位数の1.7%を加算				
口腔機能向上加算	□ 予防通所川口腔機能向上加算	66/5004	150単位		月2回限度		
選択的サービス複数実施加算(I) 運動器機能向上及び口腔機能向上	□ 予通JJJ複数サーと"ス実施加算 I 2	66/5007	480単位		1月につき		

※介護保険の計算上、差額が生じる場合がございます。あらかじめご了承ください。

介護報酬総額: 介護報酬の単位数×北区の1単位の介護報酬単価(地域区分:11.1円)

保険請求額: 介護報酬総額×90%または80% (利用者負担割合に応じて)

利用者負担額: 介護報酬総額 - 保険請求額